

※お問い合わせの「G」は「グループ」を表します。

(No.409)

# ごかの お知らせ

お知らせ

總務課

## ■生活相談について

障保事業（生活相談員）による生活相談（人権・福祉・教育・就業等）を実施しております。個人の秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

○相談場所

- ・ふれあいセンター
- ・堀之内集会所

※各相談所の相談日時等につきましては、ふれあいセンターまでお問い合わせください。

※各相談所の相談日時等につきましては、ふれあいセンターまでお問い合わせください。

**84-3595**

■国民年金保険料には免除制度があります

町民税務課

午前8時30分から  
午後5時15分まで

○ 変更前　8月1日から、役場の業務時間が次のように変更となりました

午前8時30分から  
午後5時30分まで

○ 変更後

## ■役場の業務時間が 変わります

■役場の業務時間が  
定額給付金プロジェクトチーム  
(内線228)

手当の申請受付は、10月15日(木)までです。まだ申請されてない方はお早めに申請をお願いします。

**定額給付金・子育て応援特別手当の申請はお済みですか**

表1 一部納付(一部免除)の世帯構成別の所得基準の「めやす」

世帯構成	全額免除	一部納付		
		1/4納付	1/2納付	3/4納付
4人世帯 (ご夫婦、お子さん2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯 (ご夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

と3段階の一部納付（一部免除制度になりました。（表1参照）

に、納付すべき一部保険料が未納となつた場合には、一部免除が無効となり、老齢・障害・遺族の基礎年金の受給資格期間には含まれませんので、必ず一部保険料を納付していただく必要があります。

## ■国民健康保険および後期高齢者医療の限度額適用・標準負担額減額認定について

国民健康保険および後期高齢

者医療の被保険者の方が入院されるときに、治療にかかる費用や食事代が自己負担限度額までとなる制度です。

所得審査を行つたうえ、該当する方につきましては8月1日(土)からの新しい「減額認定証」を交付します。(世帯で審査し、住民税が課税されている方がいる場合は対象になります。)

る場合は対象はないません。  
次のものを持参して町民税務  
課で申請してください。

- 持参するもの
  - ・保険証
  - ・現在使用中の減額認定証

○お問い合わせ  
・印鑑（お持ちの方）

町民G (内線233)

○年金額	全額免除期間分 4分の3免除期間分 2分の1免除期間分 4分の1免除期間分	1 / 3 1 / 2 2 / 3 5 / 6
○お問い合わせ	・町民G（内線230） ・下館社会保険事務所	
	☎ 0296(25)0811	
■国民健康保険および後期高齢者医療の限度額適用・標準負担額減額認定期について	（町民税務課）	
所得審査を行つたうえ、該当する方につきましては8月1日（上）からの新しい「減額認定証」を交付します。（世帯で審査し、住民税が課税されている方がいる場合は対象になりません。）	国民健康保険および後期高齢者医療の被保険者の方が入院されるときに、治療にかかる費用や食事代が自己負担限度額までとなる制度です。	
○持参するもの	○お問い合わせ ・保険証 ・現在使用中の減額認定証 （お持ちの方） ・印鑑	次のものを持参して町民税務課で申請してください。 ○お問い合わせ